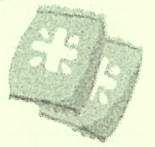
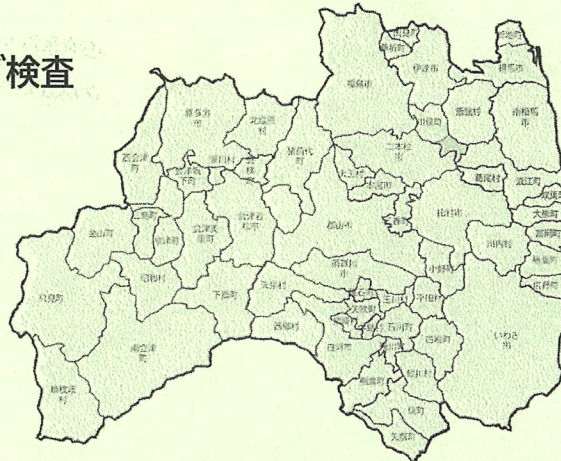


令和6年産米のモニタリング検査に伴う 出荷・販売等の自粛のお願い



令和6年産米のモニタリング検査は、全量全袋検査の対象地域(※1)を除く稲の作付のある市町村を対象に実施します。

モニタリング検査



全量全袋検査

(※1)全量全袋検査対象地域
南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、
浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町
(旧山木屋村))

注)楢葉町は令和6年産米からモニタリング(抽出)検査に移行します。

モニタリング検査の対象地域で稲を作付している農家の皆さまは、旧市町村又は市町村単位(※2)のモニタリング検査の結果が出るまで、**令和6年産米の出荷・販売・無償譲渡の自粛をお願いします。**

(※2)令和6年産米の緊急時モニタリング検査の検査頻度について
全量全袋検査からの移行年次にあわせて、以下の検査頻度により検査を実施します。

移行年次	検査頻度	該当市町村(移行年次)
1～3年目	旧市町村単位3点	川内村(3)、広野町(3)、田村市(2)、楢葉町(1)
4年目	旧市町村単位1点	なし
5年目	市町村単位3点	移行年次1～3年目以外の市町村
6年目以降	市町村単位1点	なし

モニタリング検査は、過去の検査結果等のリスク評価を踏まえながら、地域の偏りがないよう計画的に実施してまいります。

検査の結果、基準値超過がなければ、旧市町村又は市町村単位で出荷・販売等の自粛が解除されます。自粛の解除の状況は、福島県水田畑作課のホームページ(以下)で確認できます。

水田畑作課HP(URL)

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r6.html>

QRコード

